

IV. 資料編

1. 地方青少年問題協議会法

昭和28年 7月25日法律第83号
最終改正 平成25年 6月14日法律第44号

(設置)

第1条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第5条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第6条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則 略

2. 根室市青少年問題協議会条例

昭和35年6月25日条例第24号
改正 平成12年12月18日条例第52号
令和3年3月22日条例第7号

(趣旨)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)の規定に基づき根室市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会の委員は、15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 学識経験者

3 前項第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第3条 協議会の会長は、市長がこれに当たる。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 協議会に副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第4条 協議会に専門事項を調査させるため、必要あるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから市長がこれを任命又は委嘱する。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成12年12月18日条例第52号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(令和3年3月22日条例第7号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

3. 根室市青少年問題協議会条例施行規則

昭和35年 6月30日規則第10号
改正 昭和44年 8月26日規則第23号
昭和49年 5月 2日規則第30号
平成27年 2月17日規則第47号

(趣旨)

第1条 根室市青少年問題協議会条例(昭和35年根室市条例第24号。以下「条例」という。)の施行については、この規則の定めるところによる。

(会議)

第2条 根室市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)は、会長が招集する。

2 協議会は、委員2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第3条 協議会に次の専門部会を置く。

(1) 補導育成専門部会、補導育成専門部会は、青少年の健全育成及び環境浄化並びに補導に関する業務を行うほか、根室市青少年相談室の運営について審議する。

(2) 勤労青少年専門部会、勤労青少年専門部会は、勤労青少年の指導育成に関する業務を行う。

(3) いじめ対策専門部会、いじめ対策専門部会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携その他のいじめ防止対策の業務を行う。

2 専門部会は、専門委員をもつて構成し、各部会に部会長及び副部会長を置く。

(1) 部会長は、会務を総理する。

(2) 副部会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 部会長及び副部会長の選出は、各専門部会の委員の互選による。

(4) 専門部会の会議は、部会長が招集する。

(専門委員の任期)

第4条 条例第4条第1項に定める専門委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(事務局)

第5条 協議会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局員を置き、事務局長は青少年行政担当主管課長を、事務局員は同課員をもつてあてる。ただし、第3条第1項第3号に規定するいじめ対策専門部会の事務局長は学校教育行政担当主管課長を、事務局員は同課職員をもつてあてる。

3 事務局長は、会長の命をうけて、その所属事務を掌理し、事務局員を指揮監督する。

4 事務局員は、上司の命をうけて協議会の事務を処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるものを除くほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年 8月26日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年 5月 2日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年 2月17日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

根室市青少年問題協議会委員名簿

根室市青少年問題協議会

学識経験者委員の任期：R03.07.01～R05.06.30

役職名	氏名	選出区分	職名(所属)
会長	石垣雅敏	関係行政機関	根室市長
副会長	波岸克泰	〃	根室市教育委員会教育長
委員	後藤龍一	〃	根室公共職業安定所所長
〃	今幸安	〃	根室警察署長
〃	中村和実	〃	根室振興局保健環境部くらし・子育て担当部長
〃	齋藤博士	〃	根室市市民福祉部長
〃	三ツ木正己	学識経験者	根室市青少年健全育成市民会議 会長
〃	長谷川俊輔	〃	根室市社会福祉協議会 会長
〃	岡部臣也	〃	根室市PTA連合会 副会長
〃	岡田勝治	〃	根室市青年サークル連絡協議会 会長
〃	今井浩文	〃	根室市小中学校校長会 事務局次長
〃	西田昌美	〃	根室市地域子ども会育成連絡協議会 会長
〃	久保肇	〃	北海道根室高等学校校長

根室市青少年問題協議会 専門部会委員名簿

根室市青少年問題協議会補導育成専門部会

任期：R03.07.01～R05.06.30

役職名	氏名	所 属
委員	矢川 和 幸	根室市青少年健全育成市民会議 監事
〃	吉岡 ユキエ	根室地区保護司会 副会長
〃	佐藤 元 良	根室市地域子ども会育成連絡協議会
〃	大森 慎 也	根室警察署 生活安全課 生活安全係長
〃	荒木 さやか	根室市市民福祉部児童相談室 家庭相談員
〃	須貝 雄太郎	北海道根室高等学校 生徒指導部長
〃	小川 敬 太	根室市立光洋中学校 生徒指導部長

根室市青少年問題協議会勤労青少年専門部会

任期：R03.07.01～R05.06.30

役職名	氏名	所 属
委員	高橋 友 樹	(一社)根室青年会議所
〃	菊地 洋 介	根室商工会議所青年部 創陽クラブ
〃	中下 弘	根室商工会議所 事務局長
〃	澤渡 美 渉	道東あさひ農業協同組合根室支所
〃	神山 丈 典	根室公共職業安定所 総括職業指導官
〃	山口 諒 太	北海道根室高等学校 進路指導部長
〃	北 信 二	根室市青年サークル連絡協議会 監事

根室市青少年問題協議会いじめ対策専門部会

任期：R3.07.01～R04.06.30

役職名	氏名	所 属
委員	西田 昌 美	根室市地域子ども会育成連絡協議会
〃	大森 慎 也	根室警察署生活安全課
〃	荒木 さやか	根室市市民福祉部児童相談室
〃	矢川 和 幸	根室市青少年健全育成市民会議
〃	久保 肇	北海道根室高等学校校長
〃	大石 貴 範	根室市生徒指導連絡協議会
〃	今井 浩 文	根室市小中学校校長会
〃	竹村 さゆみ	根室市養護教諭協議会
〃	山田 聡	釧路地方法務局根室支局
〃	谷川 昭 次	根室市PTA連合会
〃	白川 哲 也	根室市市民福祉部市民環境課長
〃	吉川 禎	根室市教育委員会／青少年教育相談員
〃	南田 健 佑	根室市教育委員会／特別支援教育専門員

4. 根室市青少年相談室設置規則

平成17年 3月28日教育委員会規則第3号
改正 平成19年 7月11日教育委員会規則第5号
平成20年 3月31日教育委員会規則第15号
平成29年11月 1日教育委員会規則第5号
令和 2年 2月13日教育委員会規則第2号

根室市青少年相談室設置規則（昭和41年教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 青少年の健全な育成を助長することを目的とし、青少年の育成に関係のある各機関及び団体が連絡協調を図り、有効適切な指導育成活動を実施するため、本市に根室市青少年相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

（位置）

第2条 相談室は、根室市緑町2丁目19番地に置く。

（開館時間及び休館日）

第3条 相談室の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。

（1）開館時間 午前9時から午後5時まで

（2）休館日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

2 根室市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、開館時間の変更又は臨時に休館及び開館することができる。

（事務）

第4条 相談室は、第1条の目的を達成するため、次の事務を行う。

（1）青少年の相談及び補導に関すること。

（2）青少年の非行に関すること。

（3）青少年関係機関及び団体相互の情報交換並びに連携に関すること。

（4）その他必要な事務

（職員）

第5条 相談室に次の職員を置く。

（1）室長

（2）青少年教育相談員

（3）補導委員

（4）その他の職員

2 室長には、教育委員会社会教育課長をもって充てる。

3 青少年教育相談員は、青少年の健全育成に関し知識経験を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

4 補導委員は、おおむね次の各号に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。

（1）民生福祉関係

（2）教育関係

（3）法務関係

（4）学識経験者

（5）市職員

（6）その他

5 その他の職員には教育委員会社会教育課職員をもって充てる。

(補導委員の任期)

第6条 補導委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 室長は、上司の命を受けて室務を処理し、所属職員を指導監督する。

2 青少年教育相談員は、青少年の育成、相談及び非行防止並びにこれらに関する広報活動その他上司の指示する室務に従事する。

3 補導委員は、青少年の補導及び非行防止に従事する。

4 その他の職員は、上司の命を受けて室務に従事する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月11日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月31日教委規則第15号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年11月1日教委規則第5号)

(施行期日)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月13日教委規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

根室市青少年相談室職員名簿

令和3年5月1日現在

職	氏 名	備 考
室 長	餅 崎 幸 寛	社会教育課長
職 員	鈴 木 勝 彦	社会教育主査
〃	中 澤 愛 樹	社会教育主査
〃	笠 島 康 之	社会教育担当
〃	下 内 沙 織	社会教育担当
〃	岡 本 久 瑠 海	社会教育担当
〃	伊 藤 貴 成	社会教育担当
青少年教育相談員	吉 川 禎	会計年度任用職員

根室市青少年補導委員名簿

委嘱期間 自：令和 3年6月 1日
至：令和 4年5月31日

No.	氏 名	選 出 区 分	就 任 月 日	備 考
1	矢川 和幸	民生福祉関係	平成10年 6月	
2	西田 昌美	〃	昭和51年 6月	
3	新濱 勇	〃	平成28年 6月	
4	富川 伸也	〃	平成18年 6月	
5	佐藤 元良	〃	平成28年 6月	
6	飯澤 典夫	〃	令和 2年 6月	
7	竹田 彰一	〃	平成12年 6月	
8	木根 要	〃	平成26年 6月	
9	成田 健治	〃	平成24年 6月	
10	山森 丈太郎	根室市PTA連合会	令和 3年 6月	
11	岡村 治	〃	令和 3年 6月	
12	松井 信輝	法 務 関 係	平成22年 6月	
13	佐藤 圭太	教 育 関 係	令和 3年 6月	
14	内藤 由紀子	〃	令和 2年 6月	
15	水梨子 彩	〃	令和 3年 6月	
16	久保 友華	〃	令和 3年 6月	
17	渡辺 博胤	〃	令和 2年 6月	
18	高橋 佳伸	〃	令和 2年 6月	
19	高根澤 孔明	〃	平成29年 6月	
20	杉本 賢司	〃	令和 2年 6月	
21	小川 敬太	〃	令和 3年 6月	
22	浅川 美緒	〃	令和 3年 6月	
23	須貝 雄太郎	〃	令和 3年 6月	
24	長崎 綾介	〃	令和 3年 6月	
25	吉川 禎	学 識 経 験 者	令和 元年 6月	
26	鈴木 勝彦	市 職 員	令和 3年 6月	
27	中澤 愛樹	〃	令和 2年 6月	
28	笠島 康之	〃	令和 2年 6月	
29	下内 沙織	〃	平成29年 6月	
30	岡本 久瑠海	〃	令和 3年 6月	
31	伊藤 貴成	〃	令和 2年 6月	

5. 根室市青少年対策実践要領

昭和62年10月1日制定

(目的)

問題行動のある児童・生徒の指導など、青少年の健全育成に対する手立ての必要性は一層高まっている。しかし、関係者それぞれに職務の限界があり、単発的な対応では実効があがらない現状があり、苦慮しているところである。

個々のケースに対して総合的かつ効果的な指導が行われるためには関係する機関・団体が緊密な連絡をとり一丸となって解決を図ることを目的に根室市青少年対策実践要領を設定する。

(組織)

青少年対策を総合的かつ有機的に実践するため次の組織をおく。

1. 根室市青少年対策関係者会議（関係者会議）

この会議は、問題行動のある児童・生徒及び有職・無職少年など特別な指導を必要とする者に対して、総合的かつ有機的な対策を必要に応じて協議検討する組織として、次の関係機関・団体の代表者をもって構成する。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 根室市立小中学校 | (2) 北海道立高等学校 |
| (3) 根室市民生委員協議会 | (4) 根室地区保護司会 |
| (5) 根室警察署 | (6) 根室市市民福祉部 |
| (7) 根室市教育委員会 | |

2. 根室市青少年対策実践班（実践班）

問題行動など具体的な事例に対処するため実践班を構成する。

実践班は、関係者会議が指名したものがあたることとし、必要に応じて対策会議を開催する。

(チーフ)

関係者会議のチーフは根室市教育委員会教育長とし、実践班のチーフは実践班員の互選による。

(庶務)

この実践会議による庶務は、根室市青少年相談室が所管する。

(運営に関する必要事項)

この実践要領の運営に必要なその他の事項については、協議により決定する。

根室市青少年対策実践班名簿

氏 名	役 職	備 考
藤 原 秋 彦	根室市生徒指導連絡協議会会長	光洋中学校長 実践班チーフ
大 石 貴 範	〃 事務局長	実践班事務局長 根室市青少年補導委員
小 林 大 介	根室市立柏陵中学校生徒指導部長	
小 川 敬 太	根室市立光洋中学校 〃	
須 貝 雄太郎	北海道根室高等学校 〃	根室市青少年補導委員
内 藤 由紀子	根室市立北斗小学校生活部	根室市青少年補導委員
水梨子 彩	根室市立花咲小学校生徒指導部	根室市青少年補導委員
高 橋 佳 伸	根室市立成央小学校生活支援教諭	根室市青少年補導委員
岩 橋 理 志	根室警察署生活安全課生活安全課長	
吉 川 禎	根室市青少年教育相談員	実践班庶務担当 根室市青少年補導委員

6. 関係用語の解説

(1) 用語の解説

非 行 少 年	刑法犯少年、特別法犯少年およびぐ犯少年の総称をいう。
刑 法 犯 少 年	刑法の各条に定める犯罪行為をした犯罪少年および触法少年（交通事故による業務上過失致死傷を除く）をいう。14歳未満の「触法少年」を含む。
犯 罪 少 年	14歳以上20歳未満で、罪を犯した少年をいう。
触 法 少 年	14歳未満で、刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
ぐ 犯 少 年	「保護者の正当な監督に服さない」「正当な理由がなく家庭によりつかない」などの理由があつて、その性格、環境から将来罪を犯すおそれのある少年をいう。
特別法犯少年	刑法以外の法令（道育成条例、覚取法、毒劇法など）の罰法令に違反する行為をした少年をいう。14歳未満の「触法少年」を含む。
要 保 護 少 年	保護者から虐待され、酷使され、または、放任されている少年、その他児童福祉のため保護の処置を必要と認められる少年をいう。
不良行為少年	街頭補導で最も多く補導の対象となる少年で、非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、けんか、薬物乱用、家出、不純異性交遊などの行為をし、指導を要する少年をいう。
福 祉 犯	少年の福祉を害する犯罪をいう。

(2) 不良行為の種別・内容

飲 酒	<p>未成年者飲酒禁止法には、20歳未満の者は酒類を飲んではならないと定められています。</p> <p>この場合、酒類を飲んだ少年は補導の対象となり、飲んでいることを知っているながら注意をしない保護者や、飲ませた営業者等は処罰の対象となります。</p> <p>また、少年が自分で飲む目的で酒類を持っている場合も補導の対象となります。</p>
喫 煙	<p>未成年者喫煙禁止法には、20歳未満の者はタバコをすってはならないと定められています。この場合、タバコをすっていた少年は補導の対象となり、すっていることを知っているながら注意しない保護者や、すうことを知っているながら販売した営業者は処罰の対象となります。また、少年が自分でタバコを持っている場合も補導の対象となります。</p>
薬 物 乱 用	<p>正当に理由がなく、シンナー、催眠剤、鎮痛剤など、心身に有害な影響を及ぼすおそれのある薬物等を乱用し、または、乱用のため購入したり、携帯をする行為</p>

乱 暴	他人に対して著しく粗暴な言動、口論、ののしりあうなど、もしその場で注意しなければ、暴行、傷害などに発展するような行為
凶器携帯	正当な理由がなく、刃物、鉄棒、チェーン、ヌンチャクなど人の生命、または、身体を害するおそれのある物件を携帯している場合
たかり	正当な理由がなく、また、相手を恐れさせる手段を用いずに、貸借に名をかりて金品を要求したり、受けとる行為
金品持ち出し	保護者に無断で自宅から金品を持ち出し、これを処分する行為 ○パチンコ等遊興費に使う ○友人等に贈与する ○質屋に質入れする ○古物商等に売却する などのことがこれにあてはまりますが、これらの目的でまだ本人が使わないで持っている場合も含まれます。
婦女いたざら	婦女に対して正当な理由がないのにその身体にふれ、または、つきまとう等の性的な行為 ○通行中の婦女をひやかす ○見知らぬ婦女に声をかけて誘う ○興行場、催し物場などで婦女の身体にわざとふれる などのことをいいます。
暴走行為	自動車等の運転に関し、交通の危険を生じさせ、若しくは他人に迷惑を及ぼすような行為をする者と行動を共にする行為
家出	正当な理由がないのに、保護者のもとから離れ、保護者の監督に服さず、または、家庭に寄りつかない行為
無断外泊	正当な理由がないのに、保護者に無断で外泊する行為
深夜徘徊	正当な理由がなく、夜遅くまでうろつく行為、とくに盛り場を徘徊しているなど、そのまま放任すれば非行性が強くなるおそれのあるもの。
怠学	正当な理由がないのに、学校を休み、または早退する行為
不健全性行為	少年にふさわしくない性交、または性的刺激を求める性交類似行為です。 その判断に当たっては、その個々の対象についての行為の場所、時間、状態など勘案して客観的に判断しなければなりません。 例えば、桃色遊戯にふけるなどの行為
不良交友	正当な理由がなく、不良性のある人、不道德な人(犯罪経歴を有するなどにより不良性が継続していると認められる者、その行動が一般に非難され忌避される言動を有する者)と交際し、出入りが繰り返されその感化を受けるおそれがある交友

不健全娯楽	<p>法令によって、客として年少者の入場を禁止している場所にみだりに出入りする行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風俗適正化法」という）関係 <ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳未満の少年が、入場を禁止されているキャバレー、ダンスホール、パチンコ店、モーテル等風俗営業、風俗関連営業所に客として出入りすること。
-------	---

(3) 少年補導のための関係機関等の役割

児童相談所	<p>児童福祉法に基づき、都道府県や指定都市に置かれる。 所長は、送致または通告を受けた児童および相談に応じた児童、または、その保護者について必要な措置をとる。</p>
家庭裁判所	<p>調査や審判の基に、保護観察・少年院送致・児童自立支援施設または児童養護施設などの保護処分を決める。 他に、指導したうえでの不処分や中間的な処分の試験観察などの措置がある。検察庁への逆送もある。</p>
少年鑑別所	<p>家庭裁判所から送致された少年を収容し監護するとともに、審判などに資するため、医学的・心理学的な心身の鑑別を8週間以内に行う。</p>
保護観察所	<p>家庭裁判所で保護処分を受けた少年や、少年院から仮退院を許された少年を補導し、善導、更正を図る。</p>
少年院	<p>家庭裁判所で送致処分を受けた少年を収容して、矯正教育をする。初等・中等・特別・医療の4種類があり、個別処遇計画に従って行う。</p>
児童自立支援施設及び児童養護施設	<p>家庭裁判所が行う保護処分で、少年の年齢や家庭環境などから、児童福祉法上の指導に委ねるのがよいと判断したとき送致される施設。少年の生活指導・職業指導、家庭に対する環境の調整などを行い自立を支援する。</p>

7. 子ども電話相談窓口一覧

相 談 窓 口 名	電 話 番 号	受 付 時 間
根 室 市 青少年相談室	0 1 5 3 - 2 3 - 2 8 5 9	月～金 9:00～17:00
	fureai-yayoi@educet03.plala.or.jp	
根 室 市 児童相談室	0 1 5 3 - 2 3 - 6 1 1 1	月～金 9:00～17:20
根 室 市 子育て相談所「ぶらんこ」	0 1 5 3 - 2 4 - 3 4 8 2	月～金 9:00～17:00 土 9:00～11:30
根室保健所 心とからだの健康相談	0 1 5 3 - 2 3 - 5 1 6 1	月～金 8:45～17:30
別 海 町 教育支援センター 「ふれあいるーむ」	0 1 5 3 - 7 5 - 0 6 2 2	月～金 9:30～15:30
中 標 津 町 教育相談センター	0 1 5 3 - 7 2 - 1 7 1 7	月～金 9:00～16:00
標 津 町 教育相談	0 1 5 3 - 8 2 - 3 5 8 8	月～金 8:30～17:00
羅 臼 町 青少年補導センター	0 1 5 3 - 8 7 - 2 0 0 4	月～金 8:45～17:30
羅 臼 町 教育相談	0 1 5 3 - 8 7 - 3 9 3 0	月～金 10:00～16:00
根室振興局 家庭児童相談室	0 1 5 3 - 2 3 - 6 9 1 4	月～金 8:45～17:00
根室教育局 教育相談窓口	0 1 5 3 - 2 3 - 2 7 1 5	月～金 8:45～17:30
釧路児童相談所	0 1 5 4 - 9 2 - 3 7 1 7	月～金 8:45～17:30
北海道警察釧路方面本部 相談センター	0 1 5 4 - 2 3 - 9 1 1 0	月～金 8:45～17:30
北海道中央児童相談所 子ども電話相談	0 1 1 - 6 3 1 - 0 3 0 1	月～金 8:45～17:30
北海道教育委員会 子ども相談支援センター	0 1 2 0 - 3 8 8 2 - 5 6	毎 日 24時間
北海道警察本部 少年相談110番	0 1 2 0 - 6 7 7 - 1 1 0	月～金 8:45～17:30
北海道立生涯学習推進センター 子育てカウンセリング	0 1 1 - 2 6 1 - 4 5 4 5	月～金 (予約) 9:00～17:00 火～金 (面談) 13:00～17:00
根 室 市 インターネットいじめ相談室	https://www.city.nemuro.hokkaido.jp/lifeinfo/kakuka/kyoikuiinkai/kyoikusomu1/gyomuannnai/kakushusoudan/index.html	
根 室 市 電子メール いじめ相談室	nakuse.ijime@city.nemuro.hokkaido.jp	

令和3年度

あゆみ(第52号)

—健全育成と非行防止を目指して—

令和3年11月

編集発行 根室市青少年問題協議会

根室市教育委員会